

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成28年10月4日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 教育長開会宣言
 2. 会議録署名人の指名
 3. 前回会議録の承認
 4. 委員報告
 5. 教育長報告
 6. 議決事項
 - 議案第1号 白井市教育相談員の委嘱について
 - 議案第2号 白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について
 7. 報告事項
 - 報告第1号 教育長職務代理者の指名について
 - 報告第2号 白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会委員の任命について
 - 報告第3号 使用料及び手数料の見直しについて（社会教育施設）
 - 議案第4号 準要保護児童・生徒の認定について
 8. その他
-

○出席委員等

教育長	井上 功
委員	石亀 裕子
委員	小林 正継
委員	高城 久美子
委員	川嶋 之絵

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長	染谷 敏夫
教育部参事	小松 正信
学校教育課長	小野 義勝
書記	武藤 善勇
書記	品川 太郎
書記	岩立 裕子

午後 2 時 0 0 分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 これから、平成 2 8 年第 1 0 回白井市教育委員会定例会を開会します。

既に、ご存じとは思いますが、平成 2 7 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、本年 1 0 月 1 日から新しい制度の下で、私が教育委員会の代表として、教育委員の皆様を初め、関係機関の方々と連携、協力して、教育行政に取り組んでまいります。

この新制度への移行に伴い、私が、今回の会議から議事進行を務めさせていただきますので、委員の皆様には、ご理解ご協力をお願いします。

本日の出席委員は 5 名です。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 会議録署名人の指名をいたします。

小林委員と川嶋委員に署名をお願いします。

〔「はい」と言う者あり〕

○前回会議録の承認

○井上教育長 前回の会議録の承認を行います。

訂正等がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員報告

○井上教育長 委員報告を行います。各委員からお願いします。

○小林委員 9 月 1 9 日、文化会館なし坊大ホールで敬老会がありました。

午前中は浅香光代と世志凡太の夫婦によるアトラクションがありまして、午後は各グループの発表があり、そして、来られる方のうち最高年齢の方に贈り物を贈呈し、そのような行事がありまして、白井市のこれからの年配者の方々の健康を祝った行事に参加してきました。

以上です。

○川嶋委員 9 月 1 0 日の土曜日、市内 4 校の中学校で運動会が開催されました。

私は、七次台中と白井中の運動会に行っていました。2 校を比べるということではございませんが、白井市の伝統校と、住宅地として開発された地区の学校ですので、学校の特色や環境による子供達の成長、発達の違いを実感しました。

両校とも、運動会実行委員の立ち上げから、練習や準備など、生徒達の自主的な活動の取り組みと、それを見守る温かい先生方のご指導が当日の様子から十分に感じられました。

七次台中学校では、元気と勢いがあり、気迫の感じられる運動会でした。また、白井中学校は、多くの保護者が卒業生という地域柄で、地元、皆で子供達を育てよう、また学校を支えようという意識が高く、会場全体の一体感が感じられ、とても温かい運動会でした。

やはり学校というのは、学校と地域と保護者の連携が重要で、それが、子供達の教育環境に大きく

影響するということが、今回、改めて実感できました。

9月12日の月曜日、中木戸公園競技場広場放課後子ども教室へ、コーディネーターとして行ってまいりました。

こちらは、夏休み明けの9月5日より再開しております。

当日は、まだ残暑が厳しく、サッカーを行うために来ている男子児童数名が参加しました。夏休み前あたりから、ほぼ参加する子は決まってきておりまして、4校を対象としていますが、1校に偏りが見られます。

夏休み明けに、市のホームページにおいて、放課後子ども教室の告知や、実施校へのポスター掲示を行った訳ですが、まだまだ周知も関心度も低い状態です。

まだ、この事業は始まったばかりで、根付くまでには時間はかかると思いますが、公園でボール蹴りができない市内の子供達に、利用のない競技場を開放することや、コーディネーターや安全指導員を配置して、子供達が、放課後に安心、安全に遊べる場を提供していることを、これからも引き続きPRしていきたいと思います。

また、1人でも利用があればよしということではなくて、より多くの子供達の利益につながるような場として、検討を重ねながら、充実したものとなるよう努めていきたいと思います。

報告は以上です。

○石亀委員 9月17日、白井高校の文化祭、青藍祭といいますが、出かけてまいりました。

9月16日と17日の2日間で行われていますが、17日に出席してまいりました。

文化祭ということで、白井高校の生徒達の主体的な取り組みによって創造されるという、そのようなテーマでやっていますが、全体的なテーマとしては、絆と友情のスクラムを組もうということで行われていました。

文化祭ということで、文化部の生徒さん、クラスやグループが主体になって、色々なお店を出店し、演劇であれば演劇、合唱であれば合唱の発表の場を設けていますが、文化的な活動を通して、お互いに触れ合って学び合う場として、友情と相互理解を広げる場として設けてやっていました。

秋元校長先生と懇談させて頂きましたが、今年は新しく玄関ですかね、高校の門の所に大きなアーチができる訳ですけど、それを全く新しく作り変えて、計画から組み立てまで、全てを3年生の生徒の皆さんによって作り上げられるという、大きな一つの目標が達成できたということです。

そのことは、映像の記録としても残してあるということをお伺いしました。

また、文化祭以外の取り組みについては、在学中に、何か皆で資格を取ろうということで、英検や漢検を始めとする色々な資格を取って、卒業後の生活に自信を持とうと。

そういうことで、たくさんの資格を一人一つ、最低でも一つは取っていけるようにという働きかけをしていることをおっしゃっていました。

あと、白井高校には、南山中学校、桜台中学校、白井中学校出身で、是非、地元の学校で生徒を教えたいというお子さんが、卒業した後、白井高校の先生として戻ってきているということも伺いました。

やはり、身近に、地元の後輩に当たる生徒の皆さんを指導していきたいということで、高校の年頃の生徒さんと近い年代の若い先生達が、新たな取り組みとして、運動会ならもっとこういうことをやってみようということ、積極的に計画を立てつつ、若い先生と中堅以降の先生との交流といえます。

か、年齢差もあるかと思いますが、そのようなコミュニケーションも非常にうまくとれていて、生徒達にとっても、新しく前向きな取り組みができているということをお話しされていました。

ちなみに、白井高校の先生は、大学時代はワンダーフォーゲルをやっていたということも伺いまして、非常に明るくて前向きな取り組みがされているということを感じました。

機会がありましたら、是非、皆さんも白井高校の文化祭、色々な行事を見て頂きたいと思いました。報告は以上です。

○教育長報告

○井上教育長 ありがとうございます。教育長報告を行います。私から、報告を行います。

前回の会議までは、教育長が約1カ月間の活動報告を行っていましたが、私の場合は10月1日から教育長に任命され、実質的には、本日を含めて、まだ数日しか職務を行っておりませんので、今回の教育長報告は保留させて頂きたいと思います。

次回の会議からは、約1カ月間の活動報告を行いますので、よろしくをお願いします。

それでは、委員報告及び教育長報告について、質問等がございましたらお願いします。

質問等がなければ、続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第4号、準要保護児童・生徒の認定について。

これにつきましては、個人に関する情報であるため、非公開がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○井上教育長 それでは、非公開といたします。

これから、議事に入ります。公開案件から先に行います。

○議案第1号 白井市教育相談員の委嘱について

○井上教育長 議案第1号「白井市教育相談員の委嘱について」、説明をお願いします。

○小野学校教育課長 それでは、議案第1号「白井市教育相談員の委嘱について」、ご説明します。

提案理由につきましては、本案は教育相談員について、新たに1名を委嘱するものでございます。

まず、教育相談員の業務内容について、簡単にご説明します。

不登校児童生徒の自宅を訪問し、学習等の活動状況を把握するとともに、児童生徒や保護者からの相談対応、あるいは進路等に係る助言を行います。

また、学校との情報交換を行い、学校の対応について援助を行います。さらに、教育相談員本人の資質の向上に関係するものですが、教育センター室主催の教育相談及び不登校に係る研修会に参加し、教育相談員本人の力量の向上に努めてまいります。

これらにより、ひきこもり傾向にある児童生徒への相談、支援が充実できるものと考えております。

委嘱者につきましては、別紙、裏面をご覧ください。

お名前は増田清美さんです。増田さんの経歴を簡単にご紹介します。21年間にわたり、白井市内の学校で教諭としての勤務実績があります。

本市の学校の特色や児童生徒の様子につきましては、理解が深く、また教諭としての在職中も教務主任等の役職を経験し、学校の中心となって、子供達のためにご尽力されてきました。

また、子供達への愛情が深く、家庭訪問を主とした教育相談を行うに当たり、学校職員との連携は欠かせません。市内には、顔見知りの教職員も多く、連携が図りやすいものと考えております。

以上のことから、増田清美さんを選考いたしました。

採用期間につきましては、平成28年10月5日から平成29年3月31日です。

勤務時間は、午前9時30分から午後4時30分までを予定しております。

議案1号の説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○井上教育長 ありがとうございます。

議案第1号について、質問等がありましたらお願いします。

○川嶋委員 委嘱に関して、今、現在いらっしゃる教育相談員に欠員が出たから、この方を補充するのか、それとも増員なのか、ちょっと分からないので教えてください。

○小野学校教育課長 現在、教育センター室に配置している教育相談員に、1名増員ということになります。

○高城委員 増員という理由は、相談件数が増えたからとか、そういうことでしょうか。

○小野学校教育課長 現在、教育センター室に配置している教育相談員は、教育センター室で相談を受けることが主の業務でございます。

この教育センター室まで、足を運ぶことがなかなか難しいであろうという、家からなかなか出られないという児童生徒の情報が、各学校から毎月の不登校生徒の報告等に上がってきております。

そのことに対し、市教育委員会として対応すべき一つの施策として、今回、1名の家庭訪問相談員ということで、増員をお願いするものでございます。

○高城委員 ありがとうございます。

○井上教育長 他にいかがでしょうか。

それでは、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

○議案第2号 白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

○井上教育長 議案第2号「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」、説明をお願いします。

○小野学校教育課長 議案第2号「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」、ご説明します。

提案理由でございますが、本案は、平成28年度に係る特別支援教育就学奨励費の国庫補助限度額の改正に伴い、規則を改正するものでございます。

白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則につきましては、別表中に定めております支給額を改正するものでございます。

新旧の別表を添付しておりますので、資料をご覧ください。

改正箇所につきましては、校外活動費及び修学旅行費の支給額の限度額でございます。

校外活動費の宿泊を伴わないものについては、小学校の限度額は775円から785円に改正するものです。中学校の限度額は、1,120円から1,135円に改正するものです。

また、宿泊を伴うものについては、小学校の限度額は1,785円から1,810円に改正するものです。中学校の限度額は、3,005円から3,050円に改正するものです。

修学旅行費については、小学校の限度額は10,440円から10,590円に改正するものです。中学校の限度額は、28,185円から28,335円に改正するもので、それぞれ上限額が上がるものでございます。

この金額につきましては、国で定めている特別支援教育就学奨励費の国庫補助限度額に合わせるものでございます。

附則としましては、この規則は公布の日から施行し、改正後の白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の規定は、平成28年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○井上教育長 ありがとうございます。

議案第2号について、質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

○報告第1号 教育長職務代理者の指名について

○井上教育長 報告第1号「教育長職務代理者の指名について」、説明をお願いします。

○染谷教育部長 それでは、報告第1号「教育長職務代理者の指名について」、ご説明いたします。

本案につきましては、平成27年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、本年9月30日までは経過措置期間として、従来どおりの教育委員会制度で運用してまいりました。

これにつきましては、本年9月30日をもちまして、米山前教育長の任期満了に伴い、市議会の同意を得て、新たに井上教育長が任命され、本年10月1日から就任しております。

これによりまして、10月1日から本市でも新たな教育委員会制度に移行いたしました。この制度への移行に伴いまして、教育長が、本市教育委員会を代表することとなり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長の職務代理者を指名することとなります。

職務代理者を指名するに当たりまして、報告をするものでございます。

裏面をご覧ください。

教育長職務代理者として、指名させて頂きました委員につきましては、石亀裕子委員さんでございます。任期につきましては、平成28年10月4日から平成30年11月30日まででございます。

これは、石亀委員の教育委員としての任期の間となります。教育長職務代理者として、ご指名するために、この任期ということで設定をさせて頂きました。

以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

報告第1号について、質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○井上教育長 質問等がないようですので、報告第1号については以上で終わります。

○報告第2号 白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会委員の任命について

○井上教育長 報告第2号「白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会委員の任命について」、説明をお願いします。

○染谷教育部長 報告第2号「白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会委員の任命について」、ご説明いたします。

本案は、白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会委員について、平成28年9月30日をもって、米山一幸委員が退任したことから、白井市附属機関条例第4条第1項の規定により、新たに後任として、井上功氏を任命したので報告をするものでございます。

裏面をご覧ください。

新たな委員名簿となっております。なお、他の委員については変更ございません。

以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

報告第2号について、質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○井上教育長 質問等がないようですので、報告第2号については以上で終わります。

○報告第3号 使用料及び手数料の見直しについて（社会教育施設）

○井上教育長 続きまして、報告第3号「使用料及び手数料の見直しについて（社会教育施設）」、説明をお願いします。

○染谷教育部長 それでは、報告第3号「使用料及び手数料の見直しについて（社会教育施設）」について、ご説明をいたします。

使用料及び手数料につきましては、行政改革の3年ごとの定期見直しということで、定められた中で行っております。

提案理由としましては、本案はこの定期見直しに伴いまして、市の使用料、手数料の考え方に基づき、社会教育施設の使用料の見直しを行ったもので、各施設の方針を定めましたので、報告をするものでございます。

なお、本日の会議につきましては、社会教育施設のうちの公民館、プラネタリウム館及び文化会館についてのものがございます。

スポーツ施設のテニスコート、陸上競技場、競技広場などにつきましては、現在、調整中のため、次回の教育委員会議に提案をする予定でございます。

それでは、裏面の資料をご覧ください。

最初に、市全体における使用料・手数料の見直しの考え方についてでございます。

使用料・手数料の見直しにつきましては、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに対応した行政

サービスを提供するために、白井市第4次行政改革大綱行政改革実施計画（第3次改定版）に位置付けて、重点事項の項目の一つとして推進をしているところでございます。

市では、これまで、これらの料金につきましては、他の近隣自治体との比較や、市の類似施設との均衡などを主な理由として設定しておりましたが、今後につきましては、行政経営改革担当課の方から、本年6月に改定をしました使用料・手数料の考え方に基づいて、改定をしていくということを示されております。

使用料及び手数料の適正化を図るためには、受益と負担の原則に基づき、行政サービスに対する料金の算定方法及び改定に当たっての考え方が示されております。

原則としまして、受益者負担については、100%とするということでございます。これにより、見直しを行ったものでございます。

従来の使用料・手数料の考え方については、受益と負担の原則ということは堅持しつつも、受益者については一定の割合で軽減措置を設けておりました。

基本的には、50%程度の軽減措置ということで進めておりましたが、今回の見直しについては、100%の受益者負担を求めていくということの方針でございます。

それでは、まず公民館についてでございます。公民館については、2点ほどの改定内容がございます。

1点目としましては、現在の料金体系については、以下の表にございますように、改定前が2段書きになっております。上段は午前9時から午後5時までの利用料金です。下段は午後5時から午後9時までの料金ということで、昼間と夜間の価格の差、使用料の差を設けております。

こちらにつきましては、今回の見直しにおいて、夜間管理を別に委託するなど、夜間管理に関わる支出が別途、発生していたために、これまで差を設けておりましたが、施設管理が指定管理者へ変更になったことにより、午後5時以降の料金に差をつける理由がなくなったということで、今回の見直しに伴い、使用料については、昼間、夜間ともに全て統一とさせて頂きました。

2点目につきましては、料金の算定に当たっては、各館ごとの使用料の計算を行った後に、全館の平均コストを割り出して、平均したものを使用することとしております。

その主な内容としましては、特別な部屋については、価格差がありますが、調理実習室、作法室、視聴覚室、レクリエーションホール、こちらについては、全ての館が同一料金ということで、平均を出して、設定をさせて頂いております。その他、工芸室、研修室、会議室等については、この大きさ等によって料金の価格の差がございます。公民館については、以上でございます。

次に3ページになりますが、プラネタリウム館につきまして、説明をさせて頂きます。

プラネタリウム館については、近隣でも数少ない施設となっておりますが、この使用料の算定に当たっては、公民館と同様の算定をいたしますと、相当の価格の上昇ということになります。

そうなりますと、利用者の減少につながるということで、近隣や他の同規模の施設においても見直しを行った結果、それだけが理由ではございませんけど、利用者の減少が大幅に見込まれるというような懸念が一つございます。

また、料金改定に当たっての基本的な考え方、100%負担ということになりますと、大変な料金改定になりまして、利用率の低下の他に、新たに減額措置等の必要性が生じるということもありますので、当面の間は現行どおり据え置くということで、今回は提案させて頂いたものでございます。

次に、4ページの文化会館でございます。文化会館についても、プラネタリウム館と同様に、利用料金について基本的な考え方に基づいて算定をしますと、大幅な値上げにつながるということでございます。

文化会館については、以前、値上げをした状況がございます。その時は、利用率の低下があったということもありますので、今回については同様に値上げをすると、利用者の減少につながる懸念されます。

また、近隣において新たに文化施設が設置されておりますので、それらとの競合という観点からも値上げはなかなか厳しい状況でございます。

従いまして、現行どおり据え置くこととしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○井上教育長 ありがとうございます。

報告第3号につきまして、質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 先ほど、100%受益者負担という説明があったと思いますけど、これは、社会教育関係団体として登録されている場合、たしか使用料金は半額とかありましたよね。

それとは関係していますか。

○染谷教育部長 ここに示されている料金については、利用者区分による利用率、乗率をかけておりません。

一般的な利用に当たっての料金設定でございます。その料金設定に当たっては、施設の建設費及び運営費を基に算定して、その経費を利用者について100%負担をして頂くという考え方でございます。

ご質問がありました、利用者区分による減額措置につきましては、逆の場合もありますけど、4点ほどございます。

1点目は、年齢の利用区分による設定でございます。大人の方については、この料金そのまま適用されます。高校生については0.75倍、小中学生については0.5倍、幼児については0.25倍という基本的な設定をしております。

また、市外の市民の利用区分でございますけど、市外の方が利用する場合については、この料金の3倍までの範囲で、設定をさせて頂いております。

個人、団体の利用者区分の設定の中で、団体割引等については、0.8倍ということですが。

それから、営利を目的とする場合については、市民料金の3倍ということでの設定をしております。以上でございます。

○井上教育長 他に質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 他に質問等がないようですので、報告第3号については以上で終わります。

これから、非公開案件に入ります。

【非公開案件】 ○報告第4号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○井上教育長 次に、その他に入ります。報告事項等がありましたら、お願いします。

○小林委員 すみませんが、先ほどの報告第3号のところ、少し聞きたいことがあります。

私が、先ほど聞きました社会教育関係団体として登録されている、登録されていないことに対しての区分です。その辺の説明が、少し抜けていたと思いますのでお願いします。

○染谷教育部長 申し訳ございませんでした。

社会教育関係として登録されました団体につきましては、現在まだ市長部局と調整中でございます。

今までは50%でございますが、その率については、まだ決定をしていないので、次回のスポーツ施設との報告と合わせまして、ご説明させて頂きたいと思っております。

できるだけ、利用の増進と団体の育成という観点から堅持をしたいと、事務局では考えておりますけど、これから市長部局との全体の調整を図っていくということで考えています。

以上でございます。

○小林委員 はい、分かりました。

○井上教育長 よろしいでしょうか。他にございますか。

○石亀委員 すみません、会議終了後でもいいのかもしれませんが。

会議の最初に、出席委員は5名ですと話されましたよね。出席委員は4名だと思いますけど、いかがですか。

○井上教育長 すみません、訂正します。

本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、計5名でございます。

他にございますか。よろしいですか。

なければ、以上をもちまして、本日の会議は終了します。

次回の会議は、11月1日、火曜日、午後2時からとなっております。

本日はお疲れさまでした。

午後2時43分 閉 会